

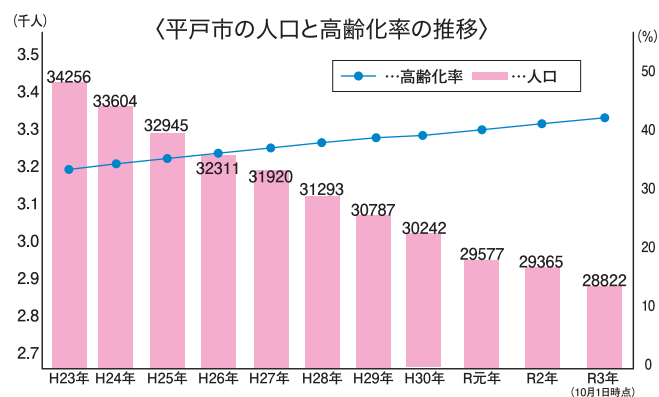
取組の背景と経緯

〈地域の特徴〉

離島を除く日本の陸路の最西端、長崎県の北西部に位置する平戸市は、平成17年10月に1市、2町、1村が合併し、誕生しました。平戸島、生月島、的山大島、度島、本土の一部(田平町)から成り、北は玄界灘、西は東シナ海を望んでいます。豊かな海と自然に囲まれ、ヒラメやクエ、ウチワエビなどの海産物や「平戸和牛」などが特産品で、農林水産業が基幹産業となっています。川内峠や根獅子の浜、大バエ灯台など自然景観や絶景スポットにもあふれています。平戸オランダ商館や令和3年4月にリニューアルオープンした平戸城など、異国情緒あふれる街並みが特徴的で、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」である「春日集落」や「安満岳」などの歴史遺産にも恵まれており、観光地として誘客にも力を入れています。

〈人口動態〉

一方、平成23年に約3万4千人だった人口は令和3年に約2万9千人に減少。高校や大学進学を機に、市外や近隣の県に転出する若者も多く、人口全体に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は平成23年の33.4%から令和3年には42.0%まで上昇しました。県内自治体では、ワースト3位(令和3年1月1日時点)の高さとなっています。市内の163の集落のうち、65歳以上の割合が5割以上を占める集落の数は、令和2年で31カ所あり、市の推計によると10年後に約2倍の60カ所、20年後の令和22年には約3倍の91カ所となり、全体の5割以上になる見込みです。少子高齢化や都市圏への人口流出、核家族化などで人口構造が変化しており、地域コミュニティの希薄化も進行しています。



平戸城全景



平戸オランダ商館

POINT

- ・農林水産業が基幹産業
- ・歴史遺産に恵まれ、誘客に注力
- ・平戸市の高齢化率は42.0%
- ・令和22年の限界集落数の推計は全体の5割以上

市町における位置付け

市では、行政主導によるまちづくりでは解決が困難な課題について、課題解決を行う手段の一つとして地域社会を構成する市民が地域づくりに積極的に参画する協働型社会を目指し、平成19年に「協働によるまちづくり指針」を策定し、あらゆる分野で市民と行政が対等な関係でまちづくりを担っていくという方向性を示しました。一方で、集落機能の低下や地域コミュニティの希薄化が顕著になったため、市民と行政のそれぞれの役割を明確にして集落の維持と活性化を図ることを目的に「新しいコミュニティの推進」を掲げ、小学校区単位に「まちづくり運営協議会」の設置を進めました。

平成25年の「度島地区まちづくり運営協議会」の設置を皮切りに、市内全域で14協議会が立ち上がり、集落維持対策を行っています。市の窓口を一本化し、地域協働課が各地区の協議会からの相談等に応じます。相談内容に



まちづくり運営協議会と市との関係

よっては別の課につなぎ、総合的にサポートする体制を構築しています。「平戸市協働によるまちづくりの推進に関する条例」第5条では、コミュニティ組織(まちづくり運営協議会)を設置することと、同組織にまちづくり交付金を交付する旨を規定しています。

POINT

- ・市内全域で協議会設立が完了

行政の支援

〈人的支援〉

まちづくり運営協議会を担当する市の地域協働課協働政策班の職員は4人います。4人で14団体を振り分け、3人が4地区を担当、1人が2地区を担当し、1～2週間に1回程度の頻度で各まちづくり運営協議会の事務所を訪問しています。各事業内容の相談、推進方法、会計処理関係など事業の進捗状況の把握とアドバイスを行うなどのサポートを行っています。協議会で部会や役員会などの会議がある場合には、担当の職員が出席し、助言をしています。各協議会では、市が雇用する「集落支援員」を計16人配置しており、協議会の運営などを行っています。協議会と行政が共通の目的に向かって、情報の共有を図り、対話することで、お互いを理解し、尊重しながらそれぞれの役割と責任を明確にし、課題解決に向けて連携・協力していくことを目指しています。

〈拠点等の支援〉



協議会の設立準備で職員がサポートする様子＝平戸市内

まちづくり運営協議会の拠点施設(事務所)については、協議会と話し合いながら確保を行っています。地域のふれあいセンターや旧薬局、旧保育園、工場跡などを改修して事務所を設けています。建築改修工事やトイレの改修、エアコンの取り換え、電気設備工事など基本的な改修費用については、市で負担しています。14団体中、8団体が公共施設内、6団体が民間施設に事務所を設置しています。公共施設に事務所を設置している団体については、使用料は減免措置を行ってお

り、光熱水費は団体負担です。民間施設内に事務所を設置している団体については、家賃の3分の2以内でひと月あたり3万円を上限として家賃を支援しています。

〈財政的支援〉

平成25年度から協議会で市民が主役のまちづくりを推進しようと、地域の創意工夫を活かした取組を支援するために市が指定した地域に対して毎年度「平戸市コミュニティ推進モデル地域交付金」を交付しています。令和3年度に交付したのは全体で1億3366万2千円で、全体の交付額は、まちづくり運営協議会の新設に伴って年々増え、令和3年度が過去最高額となりました。

財源は、過疎債が50～60%、その他は、市の一般財源で賄っています。基礎分として、各地域の市税の1%相当に加え、「地域の元気づくり加算」(人口×1500円)、離島加算(離島行政区人口×1000円)、事務職員人件費(3千人未満で250万円、3千人以上6千人未満で375万円、6千人以上で500万円)を交付することを定めています。併せて、敬老行事交付金、防犯灯設置整備の費用も協議会に交付しています。

交付金の活用例としては、地域の特産品を集めたイベントの開催やコミュニティバスの運行、防災意識の向上につなげる避難訓練・各種団体発行の広報誌の印刷費などがあります。

〈自立に向けての支援〉

自立した団体にするため、協議会職員に対する研修を年に2回ほど開き、会計処理や制度内容などを説明しています。事務所を訪問する際には、随時事務的指導及び事業推進にかかる相談を受けながら各まちづくり運営協議会の人材育成を図っています。

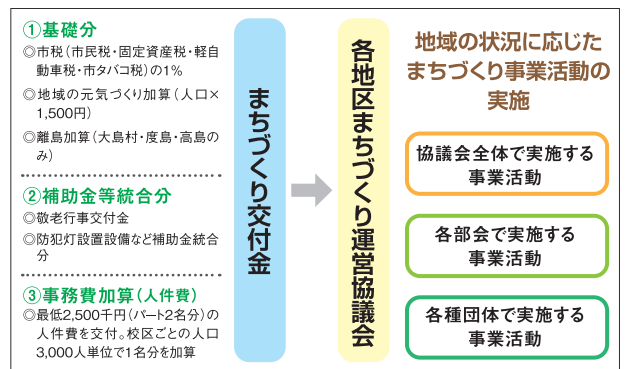
収益事業実施にあたっては、基本、実施前に事業内容及び推進スケジュールなどをヒアリングし、諸問題がある場合は、関係各課に問い合わせをして法的な問題や障害となる事項などをアドバイスし、さらに協議会内で検討するよう指導しています。新たな収益源としては、市が所有する施



市民と力を合わせてまちづくりを行う地域協働課＝令和3年12月、平戸市役所



協議会の取組で環境美化活動を行う住民＝平戸市



交付金の仕組み

POINT

- ・市職員4人で14団体を振り分け、定期的に訪問
- ・集落支援員を全14団体に配置
- ・8団体が公共施設、6団体が民間施設に事務所
- ・交付金は各協議会でイベントやバスの運行に活用
- ・協議会職員に対する研修

設の指定管理業務の委託にかかる入札について、近年参加業者が少なくなっており、まちづくり協議会もこのような入札に参加することができるのではないかと可能性を検討しています。

今後の課題と展望

市内全域へのまちづくり運営協議会の設置は完了していますが、設置開始の平成25年度から完了の令和2年度まで約7年を要しました。設置時期によって、協議会の運営、事業推進体制、会計処理などの事務処理に温度差がある状況です。

今後、自立した団体を育成していくためには協議会での人材育成、運営能力の均衡化が重要です。しかし、少子高齢化による人口減少も進み、協議会を担う人材不足が昨今、顕著になってきており、人材の発掘・育成が当面の課題です。どの協議会も、協議委員の高年齢化が進み、所属する20～30代の若年層が少ないため、若年層の取り込みと育成が必要です。

自立した団体にしていくためには、市の交付金に頼ってばかりではなく、自主財源の確保に取り組んでいく必要があると思われませんが、特産品開発などの収益事業にはリスクも伴うため、今



設立準備会のワークショップで地域の課題等を説明する職員＝平戸市内

後、市は事業をまちづくり運営協議会に委託できる体制づくりを検討していかなければならないと考えています。人口減少は避けられないですが、その中でも協議会が地域を補完する役割を持ち、自立した団体として成長すると共に、地域の人々が支え合いながら地域を維持してもらいたいと考えています。

POINT

・若年層の取り込みと育成が必要

INTERVIEW

新しいコミュニティの推進に当たっては当初、市民の理解を得られるか、多額の予算を投じて良いのかなど自問自答した時期もありましたが、地域の過疎化を身近に感じ、推計人口等の数値から人口が急激に増えることは考えにくかったため、何か施策を講じなければ衰退の一途をたどるばかりだと感じました。制度設計では市民のモチベーションが上がるように一定の活動資金を提供できるように



平戸市地域協働課協働政策班参事兼
地域政策班長
江川 佳徳さん

やる気高まる制度設計を

しました。制度内容を住民に説明する中、理解してもらえなかったり、何をしても同じという諦めムードが漂う中、理解してもらえるまで説明を尽くすという姿勢で説明してきましたが、お叱りを受けるケースも。最終的には協議会が全て設置され、活動内容が地域に浸透し、理解度も進みました。今後各協議会が何を成し得ていくかが問われてきますが、市としても一緒に地域活性化を図っていきます。

まとめ

- ① 市内全域で協議会設立が完了
- ② 8団体が公共施設、6団体が民間施設に事務所
- ③ 集落支援員を全14団体に配置
- ④ 市職員4人で14団体を振り分け、定期的に訪問
- ⑤ 若年層の取り込みと育成が必要
- ⑥ 自主財源確保で自立した団体に